

令和 7 年 1 1 月 4 日 招 集

令和 7 年第 4 回本市議会臨時会議案

山形県村山市

付 議 事 件 目 次

- 1 議第57号 令和7年度村山市一般会計補正予算(第6号)…………… 別冊
- 2 議第58号 工事請負契約の締結について…………… 3

報 告

- 報第10号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について…………… 4

以上別紙のとおり

令和7年11月4日 提 出

村山市長 志 布 隆 夫

議第58号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

1 工事名

クアハウス基点SPAプール改修工事

2 契約金額

306,350,000円

3 契約の相手方

村山市大字長善寺266番地

株式会社マツダ建設

代表取締役 松田 諒一

提案理由

クアハウス基点SPAプール改修工事について請負契約を締結するにあたり、村山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に該当するためこれを提案する。

報第10号

損害賠償の額を定めることについての専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

専第8号

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年10月15日

村山市長 志 布 隆 夫

1 損害賠償の原因

令和7年8月25日、大字本飯田地内において、市職員が公用車を運転中、相手方家屋の屋根の軒先に接触し、損傷を与えたもの。

2 損害賠償の額及び条件

(1) 村山市は相手方に対し、48,400円を支払う。

(2) 今後本件に関しては双方共裁判上又は裁判外において一切異議、請求の申立てをしないものとする。